

石川県公報

令和4年6月24日(金曜日)

号 外

(第61号)

目 次

規 則

- 石川県税条例施行規則の一部を改正する規則
(税務課) 1

規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十六号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項中「第七十二条の二十五第二項」を「第七十二条の二十五第一項」に改める。

第十九号の三様式(その一)(裏)備考1中「土地を取得した日から60日以内に」を「納期限までに」に改める。

第十九号の三様式(その二)(裏)備考1中「住宅(床面積が50㎡以上240㎡以下で、新耐震基準に適合していない住宅に限り、)を取得した日から60日以内に」を「納期限までに」に改め、同様式(裏)備考2中「住宅を」を「住宅(床面積が50㎡以上240㎡以下で、新耐震基準に適合していない住宅に限り、)を」に改める。

第三十五号の三様式(その四)中「□通算承認の取消しの処分があった。」を「□青色申告の承認の取消しの処分

があった。」を「

最初通算 親法人 事業年度

を「

通算親法人 最初通算 事業年度

」に改め、

「

通算子法人 最初通算事業年度

」に改める。

第三十八号の五様式中「□国民体育大会」を「□国民スポーツ大会」に改め、同様式備考3中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第三十八号の六様式備考中「国体」を「国民スポーツ大会」に改める。

第四十一号様式(表)中「

国民体育大会

」を「

国民スポーツ大会

」に改め、同様式(裏)中「

国体

」

を「

国スポ

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十五号の三様式(その四)の改正規定 公布の日

一 第三十八号の五様式、第三十八号の六様式及び第四十一号様式の改正規定 令和五年一月一日

(経過措置)

2 改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用する
ことができる。